

耐震改修工事費補助における

代理受領制度

代理受領制度とは

補助金を活用して耐震改修工事を行う場合に、工事費における補助金相当額を、工事業者が三田市から直接受領することにより、申請者が準備しなければならない費用の負担軽減を図る制度です。

制度のイメージ

例 1) 評点 1.0 以上とする一般耐震改修

300 万円の耐震改修工事で、130 万円の補助金を受ける場合

これまでは	代理受領制度を活用すると
<p>申請者は 300 万円を準備して工業者に支払い、その後三田市から 130 万円を受ける。</p> <p>300 万円の資金を調達しなければならない</p>	<p>申請者は工事完了後、補助金に相当する 130 万円を差し引いた 170 万円を工業者に支払った後に三田市へ補助金の請求を行い、三田市が工業者に 130 万円を支払う。</p> <p>170 万円の資金調達でよい</p>

例 2) 評点 0.7 以上とする簡易耐震改修

120 万円の耐震改修工事で、80 万円の補助金を受ける場合

これまでは	代理受領制度を活用すると
<p>申請者は 120 万円を準備して工業者に支払い、その後三田市から 80 万円を受ける。</p> <p>120 万円の資金を調達しなければならない</p>	<p>申請者は工事完了後、補助金に相当する 80 万円を差し引いた 40 万円を工業者に支払った後に三田市へ補助金の請求を行い、三田市が工業者に 80 万円を支払う。</p> <p>40 万円の資金調達でよい</p>

耐震改修工事費の区分と補助額、申請者の準備資金(参考)

※代理受領制度を利用した場合のものです。

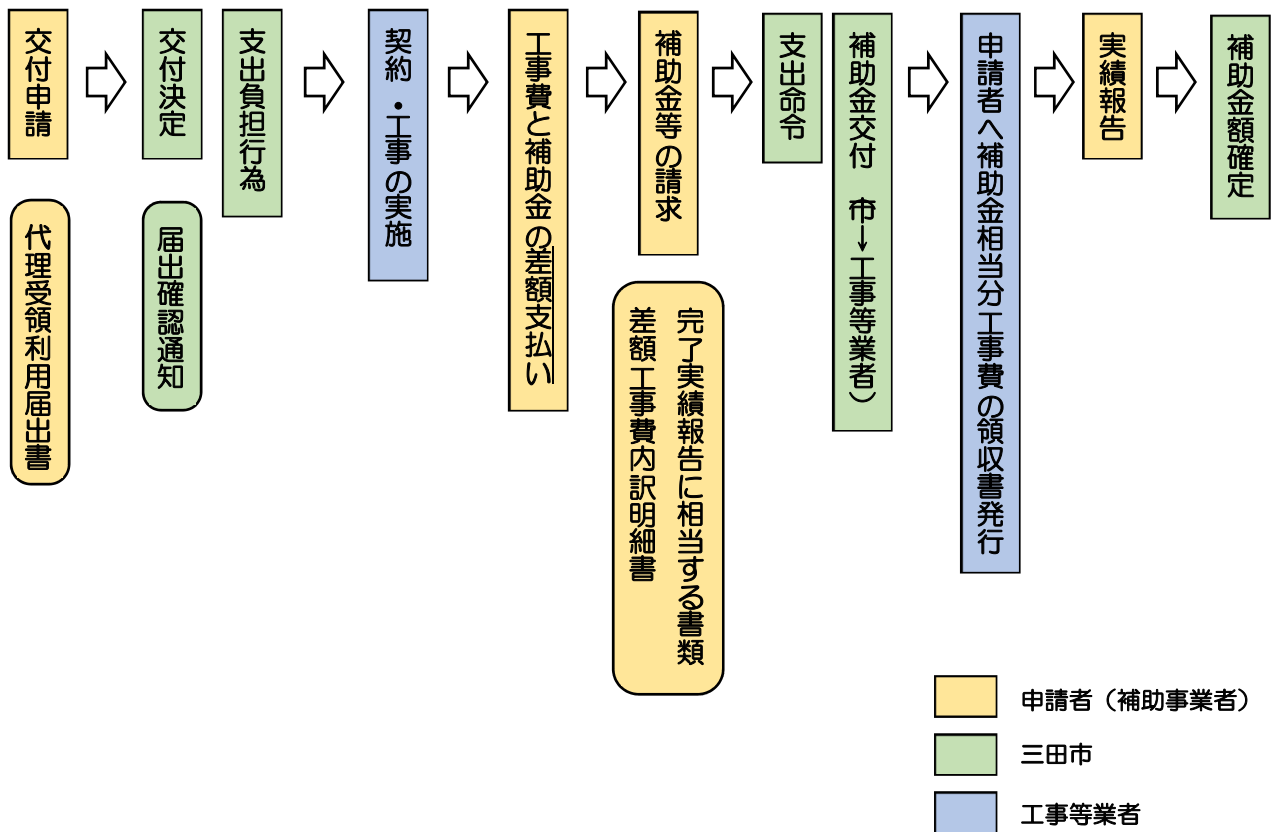
評点 1.0 未満の住宅を評点 1.0 以上となるよう耐震改修工事をする場合【一般改修】

耐震改修工事費 (万円)	50～	100～	120～	200～	300～
補助額 定額(万円)	40	70	80	110	130
申請者準備資金 (万円)	10～ 60	30～ 50	40～ 120	90～ 190	170～

評点 0.7 未満の住宅を評点 0.7 以上となるよう耐震改修工事をする場合【簡易改修】

耐震改修工事費 (万円)	50～	60～	80～	120～
補助額 定額(万円)	50	60	70	80
申請者準備資金 (万円)	0～ 10	0～ 20	10～ 50	40～

代理受領制度手続きフロー



代理受領制度利用の注意点

- 通常の工事に比べ、施工業者が受け取る工事費が 1～2 ヶ月は遅くなるため、申請者が代理受領制度を活用する際には、請負工事業者の同意が必要です。
- 代理受領制度活用の意思等の確認のため、三田市より申請者様に直接連絡を取らせていただく場合があります。